

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 3 月 4 日 高知地方法務局香美支局 登記官 粟 田 晃 功  
記

1.手続番号	2.表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 4901-2025-0008 号	高知県南国市岡豊町中島字高木 8 3 9 番